# 条件付一般競争入札施工実績要件(例)一覧表 <u>(令和3年4月以降 一部改正)</u> 【工事種別:土木工事】

No.	事種別:土木 工種	上事】 	区分	施工実績	地域要件	設定例
- 101		掘削又は切土工/	5億円未満	付さない	(目安) 県内	(付きない)
		盛土又は埋戻工 場所打法枠工/	1億円未満	付さない	県内	(付きない)
		プレキャスト法枠工 場所打コンクリー		付さない	県内	(付きない)
		ト擁壁工	2億円未満		.,	
		補強土壁工場所打カルバート	2億円未満	<u>付さない</u>	県内	(付きない)
		工	2億円未満	付さない	県内	(付さない) 元請としてサンドコンパクション又はグラベルコンパクションパイル工事を施工した実績を有
		サント・コンハ゜クション / ク・ラヘ・ルコンハ゜クション	1億円以上	同種工事の実績	県内・県外 [2JV]	ルー・エー・スート・スート・スート・パーン・・アンコン・ベルー・デモルエレルディを使っています。 大ること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。
		橋梁床版工(補 修工を含む)	2億円未満	<u>付さない</u>	県内	(付さない)
			1億円未満 (基礎工なし)	付さない	県内	(付きない)
		橋梁下部工(補 修工を含む)	1億円未満 (基礎工あり)	同種又は類似工事の実績	県内	元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事:橋梁下部工事(◇◇基礎を含むものに限る。)※ 類似工事:◇◇基礎工事※ ※◇◇には、胚製杭「場所打杭(深礎杭を含む。)」「深礎杭」「オープンケーソン」「ニューマチックケーソン」等 サポエの新型は会型サースとしば、アジャン株をリオンスト
			2億円未満	付さない	県内	基礎工の種別を記載することとし、工法は特定しないこと。 (付きない)
			(基礎工なし) 1億円以上		7,11.4	  元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること(特定共同企業
	道路等構造物 工事	lat on the second	2億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内	体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限同種工事:橋梁下部工事(◇◇基礎を含むものに限る。)※ 類似工事:◇◇基礎工事※
		橋梁下部工	(基礎工あり)			※◇◇には、「既製杭」「場所打杭(深礎杭を含む。)」「深礎杭」「オープンケーソン」「ニューマチックケーソン」等基礎工の種別を記載することとし、工法は特定しないこと。
			2億円以上 5億円未満	橋梁下部工高さの5割 程度	県内	元請として高さ○○m以上の橋台又は橋脚工事(◇◇基礎の新設工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。 ※内容に応じて形式を要件とすることができる。
		落橋防止装置	1億円未満	付さない	県内	(付さない)
		ニューマチック	1億円以上 2億円未満	ニューマチックケーソ ン	県内・県外	元請としてニューマチックケーソン工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。
		ケーソン	2億円以上 5億円未満	ニューマチックケーソンで最大掘削深度の5割程度	県内・県外 [2JV]	元請として最大掘削深度○○m以上のニューマチックケーソン工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。
		河川護岸/渓流 保全工	5億円未満	付さない	県内	(付さない)
(I)		床止工(落差工、 帯工)	1億円未満	付さない	県内	(付さない)
)		堰/水門/樋門	1億円以上 2億円未満	同種又は類似工事の実績	県内	ル語スは一次下語として回性スは類似工事を施工した天順を行りることは存足大回定来体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限 こ 同種工事:堰・水門・樋門・陸閘工事 類似工事:場所打鉄筋コンクリート擁壁工事、場所打ちカルバート工事、橋梁下部工事
			2億円以上	径間長の4割程度	県内・県外	元請又は一次下請として河川又は海岸における水門、堰、樋門又は樋管の新設に係る土木工事(門柱又は堰柱のある構造のものに限る。)であって、径間長(隣り合う門柱又は堰柱の中心線間の距離をいう。)が〇m以上のものを施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者
			5億円未満			の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績とし て認めるものとする。※留意事項参照)。
	河川等構造物 工事		5億円以上	径間長の6割程度	県内・県外 [2JV]	元請として河川又は海岸における水門、堰、樋門又は樋管の新設に係る土木工事(門柱 又は堰柱のある構造のものに限る。)であって、径間長(隣り合う門柱又は堰柱の中心線間 の距離をいう。)が〇m以上のものを施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員 として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
			1億円未満	付さない	県内	(付さない)
		砂防えん堤/治	1億円以上	ダム高の5割程度		元請又は一次下請として堤高〇〇m以上のダム工事(砂防えん堤、治山ダムを含む。ただし新設工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
		山ダム	5億円未満	特例(同種又は類似工 事の実績)	県内	※以下のとおり運用中。(令和元年10月25日出総第151号「条件付一般競争入札に係る施工実績要件等の特例基準適用について」) 元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事:ダム工事(砂防えん堤、治山ダムを含む。ただし新設工事に限る。) 類似工事:床止(落差工、帯工)工事、橋梁下部工事、場所打コンクリート擁壁工事 (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
			1億円未満	同種工事/台船(FD 又はDD)の保有	県内·県外	元請として海中工事(船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下ゼロメートル以下の潜水士による作業を伴う工事)の施工実績を有する者の内、フローティングドック又はドルフィンドックを保有(保有形態は問わない)していること。
	海中工事	ケーソン製作(ドッ ク使用)	1億円以上	同種工事/台船(FD 又はDD)の保有	県内·県外	元請として海中工事(船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下ゼロメートル以下の潜水土による作業を伴う工事)の施工実績を有する者の内、ケーソン製作工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。ただし、フローティングドック又はドルフィンドックを保有(保有形態は問わない)する者に限る。
		1 0.11	1億円未満	同種工事の実績	県内·県外	元請として海中工事(船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下ゼロメートル以下の潜水士による作業を伴う工事)を施工した実績を有すること。
		上記以外の海中 工事	1億円以上	同種工事の実績	県内·県外	元請さして海中工事(船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水田下セロメートル以下の潜水士による作業を伴う工事)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る)

			1億円未満	ほ場整備面積の3割	県内	元請又は一次下請として施工面積〇〇ha以上のほ場整備工事(水田に係る整地工を含む ものに限る。)を施工した実績(国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林研究・整備
				程度	N/L 1	機構(当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。)が発注した建設工事の施工実績に限る。)を有すること。
		ほ場整備(水田に 係る整地工事を		ほ場整備面積の3割 程度	県内	元請又は一次下請として施工面積〇〇ha以上のほ場整備工事(水田に係る整地工を含むものに限る。)を施工した実績(国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林研究・整備
		含む工事)	2億円未満	任及		機構(当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。)が発注した建設工事の施工実  績に限る。)を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資
			2億円以上	ほ場整備面積の4割 程度	県内	比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工 数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量
			5億円未満			を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
	ほ場整備工事		1億円未満	ほ場整備面積の3割 程度	県内	元請又は一次下請として施工面積○○ha以上のは場整備工事(整地工)又は施工面積○○ha以上の暗渠排水工を施工した実績(国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林研究・整備機構(当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。)が発注した建設工事の施工実績に限る。)を有すること。
		ほ場整備(暗渠排 水工のみ)	1億円以上	ほ場整備面積の3割	県内	元請又は一次下請として施工面積〇〇ha以上のほ場整備工事(整地工)又は施工面積〇〇ha以上の暗渠排水工を施工した実績(国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林
		/K = 0,0/-/	2億円未満	程度	KY1	研究・整備機構(当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。)が発注した建設工 ・事の施工実績に限る。)を有すること、特定共同企業体の構成員として施工した工事につ
			2億円以上	ほ場整備面積の4割	県内	プログラス は、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得ら
			5億円未満	程度	7KF 1	れた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
			1億円未満	管路延長の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工延長○○m以上の管路工事(かんがい用水に係るものに限る。)を施工した実績を有すること。
		管路工	1億円以上 2億円未満	管路延長の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工延長〇〇m以上の管路工事(かんがい用水に係るものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事について
			2億円以上	管路延長の4割程度	県内	は、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工 事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた
			5億円未満			施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
	山腹工事	山腹工	5億円未満	付さない	県内	(付さない)
			25百万円未満	同種工事の実績	県内	元請として下水道 <u>又は農業等集落排水施設の</u> 管渠工事を施工した実績を有すること。
			25百万円以上 1億円未満	管路延長の3割程度	県内	元請として管路延長〇〇m以上の下水道 <u>又は農業等集落排水施設の</u> 管渠工事を施工した実績を有すること。
1		開削工法	1億円以上 2億円未満	管路延長の3割程度	県内・県外	元請として管路延長〇〇m以上の下水道 <u>又は農業等集落排水施設の</u> 管渠工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
			1億円未満	推進延長の3割程度	県内	元前2U (推進延長UUM以上の小口径推進(△△式) 上事を爬工した表稿を行すること
	下水道工事	小口径管推進工法	1億円以上 2億円未満	推進延長の3割程度	県内・県外	元請として推進延長○○m以上の小口径推進(△△忒)工事を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合 4のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比
			2億円以上	推進延長の4割程度	県内・県外	率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認める ものとする。※留意事項参照)。
			5億円未満 1億円未満		〔2JV〕 県内	プレンタ 30。※ 毎 息 尹 泉 夕 川 7 )。 元請として呼び径○○mm以上の推進(△△式)工事を施工した実績を有すること。
		中大口径管推進	1億円以上 2億円未満	呼び径1ランク下以上	県内・県外	元請として呼び径○○mm以上の推進(△△式)工事を施工した実績を有すること(特定共
		工法	2億円以上 5億円未満	の実績	県内・県外 [2JV]	同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに 限るものとする。)。
		hole I N	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として管更生工事を施工した実績を有すること。
		管更生工法	1億円以上	同種工事の実績	県内·県外	元請として管更生工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。
			1億円以上	NATM工法トンネル の連続掘削延長の5 割程度	県内・県外	元請としてNATM工法による連続掘削延長〇〇m以上で、内空断面〇〇㎡以上の道路トンネル工事、掘削及び覆工の両方を含む工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。))。
	トンネル工事	NATM工法	5億円未満	刊任及	[2JV]	※内空断面は過去の事例等を参考に定める。
	177		5億円以上	NATM工法トンネル の連続掘削延長の8 割程度	県内・県外 [2JV]	元請としてNATM工法による連続掘削延長○○m以上で、内空断面○○㎡以上の道路トンネル工事(掘削及び覆工の両方を含む工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。 ※内空断面は過去の事例等を参考に定める。
			1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内·県外	元請として(△△に係る数量○○以上、高さ○○以上、径○○以上、工法等の)◇◇工事 (○○を含むものに限る。)を施工した実績を有すること。 ※工事内容に応じて、分野、数量、工法、形式等の条件を付すことができる。
	特殊·専門工 事等	特殊·専門工事 等	1億円以上5億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として(△△に係る数量○○以上、高さ○○以上、径○○以上、工法等の)◇◇工事(◇○を含むものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。 ※工事内容に応じて、分野、数量、工法、形式等の条件を付すことができる。
	その他	上記以外の簡易な 一般土木工事及び	○ NEV1 4 \ 1 \ 2   MI	付さない		THE STATE OF MAIN MAIN SHANNING TO WITH CITY COM
Ļ	CV/TE	一般エイエ事及い 維持補修工事		110,44.		

# 【留意事項】

- 1 周まず31 1)表中の工法等は、発注工事の主たる工種(工事費の概ね過半以上を占める工種又は高度な技術を要する工種とする。)をいう。なお、複数の工種が混在する場合にあっても、施工実 績要件の設定は1工事につき1要件とし、主たる工種に該当する工種がない場合は、施工実績要件は付さないこととする。 2)交通量の多い箇所の道路工事で特に安全な通行を確保する必要がある場合などは、その工事の特性に応じて道路等の分野における実績を条件とすることができる。(例:元請又は一次下請として道路における○○工事を・・・)
- 3)一般的な土木工事は、土工、護岸工、擁壁工等の下請け実績を対象とするが、建築工事や専門業種に含まれるコンクリート工、型枠工、鉄筋工などは除くものとする。
- 4) 砂防堰堤の発注等級は、マスコンクリート構造物の特性を踏まえ、ダム高及び設計額により土木A級又はB級の業者とし、設計額が発注標準額のC級相当額であっても土木A級又はB級業者を対象とすることができる。
- 5)ほ場整備工事について、算定された施工面積が1ha未満の小数となる場合は、施工面積要件は付さないこととする。

- の一般によっていて、外が足された正正面積が11は不同の力級となる。同じないでは、原土面積を下はいざないことです。 の)鉄道近接工事等は、協議に基づき東日本旅客鉄道株式会社の工事等登録会社名簿(東北地区)の鉄道特異工事に登録されている者を要件とする。 7)出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その施工教量にあっては、その工事の施工教量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工教量を施工実績として認めるものとする。」については、設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。 8)海中工事(サンドコンパクション・砕石コンパクション及びケーソン製作(ドック使用)を除く。)の設計額5億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。

## 【工事種別:建築一式工事】

No.	. 争種別: 建築 工種	一八 <u></u> 上事】 工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
			1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること。
		木造(W)	1億円以上 2億円未満	同種工事の実績	県内	元請として建築物の工事にだし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。
			2億円以上	建築物面積の4割実 績	県内	元請として延床面積○○m2以上の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工 (又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工
			5億円未満			数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率 の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
			1億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はS造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること。
		鉄骨造(S)	1億円以上 2億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はS造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。
			2億円以上	SRC造又はS造面積の	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積○○m2以上の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る
			5億円未満	4割実績		ものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する 当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。
2	建築一式工事	鉄 筋コンクリート 造	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること。
		(RC)	1億円以上 2億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。
			2億円以上	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m2以上の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企
			5億円未満			業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る ものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する 当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。
			5億円以上	SRC造又はRC造面積 の6割実績	県内	※留意事項参照)。
			1億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はRC造建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること。
			1億円以上	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工
		鉄骨鉄筋コンク	2億円未満			した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。
		リート造(SRC)	2億円以上	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積○○m2以上の建築物の工事(ただし、構造耐力上 主要な部分を施工(又は解体)したものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企 業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る)
			5億円未満	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		果体の構成貝として他工した工事については、面質比率が20%がより%高でものに取る ものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する   当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。
			5億円以上	SRC造又はRC造面積 の6割実績	県内	コングはクロリルーショロとネレートラグルに肥上外里と肥上大橋としていからないとする。 ※留意事項参照)。
L	<b>辛車百</b>	上記以外の簡易な 建築一式工事		付さない		

- 1)解体工事は、解体の施工実績も認めるものとする。
- 1) 麻体工事は、麻体の旭工夫限も認めるものとう。。
  2) 設定例は、建築基準法施行令第一条第三号で定める「構造耐力上主要な部分」(基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床材、床版、屋根版または横架材)を施工する場合であり。「構造耐力上主要な部分」を施工しない工事については、ただし書きの部分を削除すること。
  3) 修繕工事等で構造要件を付す必要がない場合は、「元請として建築物の工事を施工した実績を有すること。」とする。
  4) 複数の独立した建物の工事を行う場合は、延床面積が最大の建物の延床面積を基に設定する。ただし、複数の建築物のうち、一体と認められる建物の場合は、合計延床面積を基に
- 設定すること。
- 5] 出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その施工教量にあっては、その工事の施工教量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工教量を施工実績として認めるものとする。」については、設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。 6) 上記以外の簡易な建築一式工事とは、工事の主体が土地に定着する建築物に付属する門又は塀等の工作物とする。
- 7)建築一式工事の設計額2億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。

<u>[</u> ]	工事種別:電気設備工事】								
No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例			
		トンネル等の照明 設備	1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内	元請として道路照明又はトンネル照明に係る電気設備工事を施工した実績を有すること。			
	建設電気設備工事	道路等の照明設 備	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として建設電気設備工事(建築電気設備工事以外の電気設備工事をいう。)を施工した実績を有すること。			
	-L- 4'	その他建設電気 設備	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(◇◇の※)建設電気設備工事(建築電気設備工事以外の電気設備工事をいう。)を施工した実績を有すること。 ※工事内容に応じて、主たる工種の条件を付すことができる。			
			1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事に おける施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができ る。			
			1億円以上	同種工事の実績	県内	元請として建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事に おける施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員とし て施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。			
		木造(W)	2億円未満			※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。			
			2億円以上 5億円未満	建築物面積の4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として延床面積○○m2以上の建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。 ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定 共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のもの に限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に 対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるもの とする。※留意事項参照)、 ※安変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができ			
			3 息门木個			る。 元請として(SRC造又はS造の)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただ			
			1億円未満	同種工事の実績	県内	人間として「ATL事における施工実績は含まない。」を施工した実績を有すること。 ※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができ る。			
		鉄骨造(S)	1億円以上	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はS造の)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。			
			2億円未満			※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。			
			2億円以上	SRC造又はS造面積の 4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として(SRC造又はS造で)延床面積○○m2以上の建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。			
			5億円未満			※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。			
	建築物に係る 電気設備工事	鉄筋コンクリート 造(RC)	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。			
			1億円以上	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。			
			2億円未満			※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。			
3			2億円以上	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として(SRC造又はRC造で)延床面積○○m2以上の建築物に係る電気設備工事(◇ ◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実 績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が 20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に 代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工 実績として認めるものとする。※留意事項参照)。			
			5億円未満			※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。			
			1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。			
			1億円以上	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。			
		鉄骨鉄筋コンク リート造(SRC)	2億円未満			※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。			
			2億円以上	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として(SRC造又はRC造で)延床面積○○m2以上の建築物に係る電気設備工事(◇ ◇を含すらのに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実 績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が 20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に 代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工 実績として認めるものとする。※留意事項参照)。 ※受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができ			
			5億円未満			※文文 电以闸工事人は日外用光电以闸工事などが工たる工程を占むことを未行とすることが る。			

	交通信号機設 置·更新工事/ 信号機柱移設工 事/信号機灯器 交換等工事	1億円未満	同種工事の実績	県内·県外	元請又は一次下請として交通信号機工事を施工した実績を有すること。
	可変式速度規制 標識工事	1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内・県外	元請又は一次下請として交通信号機工事又は可変式速度規制標識工事を施工した実績 を有すること。
		1億円未満	同種工事の実績	県内·県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の電気設備(○○設備を含むものに限る。)の(製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること。 ※中央監視制御設備又は水処理設備の主たる工種を含むことを条件とすることができる。
下水道に係る	中央監視制御設備/水処理設備	1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内·県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の電気設備(○○設備を含むものに限る。)の(製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。※中央監視制御設備又は水処理設備の主たる工種を含むことを条件とすることができる。
電気設備工事	その他設備	1億円未満	同種又は類似工事の 実績	<u>県内・県外</u>	元請として上水、下水又は工業用水処理施設の電気設備(○○設備を含むものに限る。) の(製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること。 <u>※汚</u> 泥処理設備又は受変電設備などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
		<u>1億円以上</u> <u>5億円未満</u>	<u>同種又は類似工事の</u> 実績	<u>県内・県外</u>	元請として上水、下水又は工業用水処理施設の電気設備(○○設備を含むものに限る。) の(製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共 同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限 る。)。※汚泥処理設備又は受変電設備などの主たる工種を含むことを条件とすることがで きる。
下水道に係る電気設備工事	中央監視制御設備/水処理設備	1億円未満	同種工事又は機器・ 部品等の交換を伴う 点検業務	県内・県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の電気設備 <u>(〇〇)設備を含むものに限る。)</u> 工事(機器・部品等の交換を伴う点検業務を含む)を施工した実績を有すること。 <u>※中央監視制御設備又は水処理設備の主たる工種を含むことを条件とすることができる。</u>
(補修・修繕)	その他設備	1億円未満	同種又は類似工事又 は機器・部品等の交 換を伴う点検業務	県内・県外	元請として上水、下水又は工業用水処理施設の電気設備(○○設備を含むものに限る。) 工事(機器・部品等の交換を伴う点検業務を含む)を施工した実績を有すること。※汚泥処理設備又は受変電設備などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。

- 【留意事項】 1)建築物に係る電気設備工事において、建築一式工事における施工実績は含まない。また、受変電設備工事又は自家用発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすること 1) 後来がたいる地へはい明エチにない。 へんま パーチにないる地上大阪では日からい。 かた、人々地は明エチへは日かりに地口がは「サーム」としては、 一人工手にない。 )を施工事等で構造要件等を付す必要がない場合は、「元請として建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。」とする。
- 3) 複数の独立した建物の工事を行う場合は、延床面積が最大の建物の延床面積を基に設定する。ただし、複数の建築物のうち、一体と認められる建物の場合は、合計延床面積を基に設定すること。
- 4)消防設備工事が含まれている場合で、かつ、工事に占める割合が大きい場合は、消防施設工事業の建設業許可を併せ持つ者を要件とする。

- 7)建築物に係る電気設備工事の設計額2億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。

### 【工事種別:管設備工事】

<u> 1</u> _	事種別:管設	<u> </u>				
No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例
			1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。
			1億円以上	同種工事の実績	県内	※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。 元請として建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工して工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。
		木造(W)	2億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			2億円以上	建築物面積の4割実 績	県内・県外 (JV可)	元請として延床面積○○m2以上の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
			5億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			1億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積〇〇m2以上の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。
						※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
		Dila FR. VIII (C)	1億円以上	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はS造)の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、 建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企 業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る ものとする。)。
		鉄骨造(S)	2億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			2億円以上	SRC造又はS造面積の 4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として(SRC造又はS造で)延床面積○○m2以上の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする、※留意事項参照)。
	7-th (dd: 144m) = 145 7		5億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
4	建築物に係る管設備工事		1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
		鉄筋コンクリート 造 (RC)	1億円以上	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造)の建築物に係る管設備工事(〈◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。
			2億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			2億円以上	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として(SRC造又はRC造で)延床面積○○m2以上の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が2020として場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
			5億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(SRC浩又はRC造の)建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			1億円以上	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造)の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)。
		鉄骨鉄筋コンク リート造(SRC)	2億円未満			<u>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</u>
		y rue (SNC)	2億円以上5億円未満	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として(SRC造又はRC造で)延床面積〇〇m2以上の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%)とした場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その丁事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の刺合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
			□尼□不個	各市町村排水設備指		※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。 市町村排水設備指定工事店であること。
	下水接続工事	下水接続工事		定工事店	県内	発注等級:参入見込を満足する等級

# 【留意事項】

- 1) 建築物に係る管設備において、建築一式工事における施工実績は含まない。
- 修繕工事等で構造要件等を付す必要がない場合は、「元請として建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工し
- 3) 複数の独立した建物の工事を行う場合は、延床面積が最大の建物の延床面積を基に設定する。ただし、複数の建築物のうち、一体と認められる建物の場合は、合計延床面積を基に
- 4) 衛生設備、空調設備、浄化槽設備などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
- ・ 中央監視制御による空調験備工事の場合は、「◇◇を含むものに限る。」を「空調自動制御設備工事(新設又は更新に限る。)を含むものに限る。」、又は、大規模施設の場合は「○○式の中央監視装置(管理ポイント200点以上に限る。)である空調自動制御設備工事(新設又は更新に限る。)を含むものに限る。」とすることができる。
- 5) 工事内容のほとんどが浄化槽設備工事の場合、特例浄化槽工事業者の届け出をしている者を要件とする。

- (4) 土壌浄化方式の浄化槽を設置する公衆トイレの新築工事については、浄化槽の構造上、土木的要素の強い工事であること、管工事業の業者に発注しても施工できる専門業者に 括下請される恐れがあることから、トイレの新築工事と併せて建築一式工事として発注することができる。
  (7) 上水道又は下水道の切替工事の場合は、工事場所の市町村における上水道又は下水道の指定店として登録されている者を要件とする。
  (8) 消防設備工事が含まれている場合で、かつ、工事に占める割合が大きい場合は、消防施設工事業の建設業許可を併せ持つ者を要件とする。
  (9) 出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。」については、設計額「億円以上の単体施工及び」以施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。
  (1) 社会報とはて表現しまれては、またまでは、これである。 10)建築物に係る管設備工事の設計額2億円未満の工事につい

【工事種別:舗装工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
		アスファルト舗装 新設/オーバー レイ	5千万円未満	付さない	県内	アスファルトフィニッシャーのオペレーターは、自社(連結決算会社又は専ら自社の下請け
			5千万円以上 5億円未満	付さない	県内·県外	を行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
		路面切削	5千万円未満	路面切削面積の3割 程度	県内	元請として施工面積○○m2以上の路面切削工事を施工した実績を有すること。
		15日 20日	5千万円以上 1億円未満	路面切削面積の3割 程度	県内・県外	路面切削機のオペレーターは、自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている 完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
		路上路盤再生	5千万円未満	路上路盤再生面積の 3割程度	県内	元請として施工面積〇〇m2以上の路上路盤再生工事を施工した実績を有すること。
	舗装工事	的工的盈丹生	5千万円以上 1億円未満	路上路盤再生面積の 3割程度	県内·県外	スタビライザのオペレーターは、自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている 完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
(5)		排水性舗装	5千万円未満	排水性舗装面積の3 割程度	県内	元請として施工面積○○m2以上の排水性舗装工事を施工した実績を有すること。
	HIII 22 - 3 - 3		5千万円以上 1億円未満	排水性舗装面積の3 割程度	県内・県外	アスファルトフィニッシャーのオペレーターは、自社(連結決算会社又は専ら自社の下請け を行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
			1億円未満	コンクリート舗装面積	田本 田村	元請として施工面積〇〇m2以上のコンクリート舗装工事を施工した実績を有すること。
			1億円木両	の3割程度	県内・県外	コンクリートフィニッシャーのオペレーターは、自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
		コンクリート舗装	1億円以上	コンクリート舗装面積	県内・県外	元請として施工面積○○m2以上のコンクリート舗装工事を施工した実績を有すること(特定 共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに
			2億円未満	の3割程度		限る。)。
			2億円以上 5億円未満	コンクリート舗装面積 の4割程度	県内·県外	コンクリートフィニッシャーのオペレーターは、自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
I day		特殊舗装	1億円未満	施工数量の3割程度	県内·県外	元請として施工面積○○m2以上の◇◇舗装工事を施工した実績を有すること。

### 【留意事項】

- 【留息事項】
  1)従前、舗装工事の指名に当たっては、自社施工の実績のある者を指名していたことから、入札参加資格として、舗設機械等のオペレーターは自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できることを条件とする。
  2)設計額が50百万円未満の工事については、県内業者のみ(参入見込を満たさない場合を除く。)を対象とする。
  3)設計額が50百万円以上の工事については、地域要件の管内に営業所を有する県外業者も対象とする。
  4)特殊舗装は、工事の難易度に応じて、数量や工種の要件を付すことができる。簡易な工事は、単に「舗装工事の実績」のみを要件とすることができる。

- 5) 車道・歩道・取付道路など、複数の施工箇所が混在する場合は、要件として設定する機械を用いて施工する全面積を基に設定すること。

【丁事種別:鋼棒上部丁事】

1	<u>- 于作里刀1. 2門1尚</u>	エルエチ』				
No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例
			1億円未満	鈑桁橋又は箱桁橋の 最大支間長の6割程 度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長○○m以上の飯桁橋又は箱桁橋の製作及び ◇◇架設工法による架設工事を施工した実績を有すること。 ※トラッククレーン架設(ベント工法、一括架設工法)の場合は、架設工法の条件は付さな い。
6	鋼橋上部工事	鈑桁又は箱桁橋	1億円以上5億円未満	飯桁橋又は箱桁橋の 最大支間長の6割程 度	県内·県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上の飯桁橋又は箱桁橋の製作及び ◇◇架設工法による架設工事(新設工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同 企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限 る。)。 ※トラッククレーン架設(ベント工法、一括架設工法)の場合は、架設工法の条件は付さない。
		アーチ系・トラス 橋	1億円以上 5億円未満	アーチ系橋又はトラス 橋の最大支間長の6 割程度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上のアーチ系(ランガー・ローゼ等) 又はトラス形式の製作及び架設工事(新設工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。
		落橋防止装置	1億円未満	鋼橋上部工事の施工 実績	県内·県外	元請として道路橋又は鉄道橋における鋼橋の製作及び架設工事を施工した実績を有すること。

# 【留意事項】

- 【留息事項】

  1) 解体工事については、解体の施工実績も認めるものとする。
  2) 必要に応じて2車線以上の幅員の条件を付すことができる。
  3) 補修工事については、補修の実績も認めることとし、「(新設又は補修工事に限る。)」とする。なお、構造要件を付す必要がない場合は、「元請として道路橋又は鉄道橋における鋼橋

# 【丁事種別:プレストレスト・コンクリート丁事】

	<u>. — · · · · · · · · · · · · · · · · · · </u>	事性の1・フレフ	ヘトレスト・コンクリ				
]	No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例
			プレテン/ポステ ンPC橋	1億円未満	PC橋の最大支間長の 5割程度	県内·県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上のプレストレスト・コンクリート橋梁の架設工事(◇◇方式によるものに限る。)を施工した実績を有すること。
					PC橋の最大支間長の 5割程度	□内・□从	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長○○m以上のプレスト・コンクリート橋梁の架設工事(◇方式によるものに限る。ただし、新設工事に限る。)を施工した実績を有
1	$^{\mathcal{I}}$	プレコン工事		5億円未満			すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。
			スノー/ロック シェッド	1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内・県外	元請としてスノー又はロックシェッドの架設工事を施工した実績を有すること。
			落橋防止装置	1億円未満	PC橋の施工実績	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋におけるプレストレスト・コンクリート橋梁の架設工事を施工した実績を有すること。
7		* ++ -= 1					

- 【留意事項】 1)工場製作のみの工事については、架設工事に替えて工場製作工事の実績を要件とするものとする。
- 2) 必要に応じて2車線以上の幅員の条件を付すことができる。

# 【丁事種別: 法面処理丁事】

11	<u>. 爭種別: 法面</u>	处理工争】				
No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例
		モルタル・コンク リート吹付工	1億円未満	付さない	県内	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
	法枠工事	吹付枠工	5億円未満	付さない	県内	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の 下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
	法面緑化工事	種子吹付工/客 土吹付工	1億円未満	<u>付さない</u>	県内	(付さない)
		植生基材吹付工	5億円未満	<u>付さない</u>	県内	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の 下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
		連続繊維補強土 工	1億円未満	<u>付さない</u>	県内	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の 下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
	補強土工事	ロックボルトエ	1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内	元請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事:ロックボルト工事 類似工事:グラウンドアンカー工事
8		グラウンドアン カーエ	1億円未満	削孔径の1ランク下以上の実績 (最少呼び径90)	県内	元請として削孔径○○mm以上のグラウンドアンカー工を含む法面処理工事を施工した実績を有すること。 ボーリングマシンによる削孔工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
	グラウンドアン カー工事		1億円以上 2億円未満	削孔径の1ランク下以 上の実績 (最少呼び径90)/本 数の3割程度	県内・県外	元請として削孔径○○mm以上(又は○○本以上)のグラウンドアンカー工を含む法面処理 工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事について は、代表者として施工した場合のものに限る。)。
			2億円以上 5億田丰港	削孔径の1ランク下以 上の実績 (最少呼び径90)/本 数の4割程度		ボーリングマシンによる削孔工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
	落石対策工事	落石防護網工	1億円未満	落石防護網面積の3 割程度	県内	元請として〇〇m2以上の落石防護網工事を施工した実績を有すること。

# 【留意事項】

- 1)自社施工は吹付工及び削孔工を対象とし、法面処理工事に含まれる法面整形工や土工、金網張等は含まない。
- フリ現に地すべりが発生している箇所の工事などは、地すべり防止工事の実績を有する者とすることができる。 3)グラウンドアンカーとは、ボーリングマシンにより削孔を行い、作用する引張力を適当な地盤に伝達するためのシステムで、グラウトの注入によって造成されるアンカー体、引張部、アンカー頭部によって構成されるもの。

# 【工事種別:機械設備工事】

No	1	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例
			1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として△△に係る◇◇設備の製作及び据付工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること。 ※建設業法に基づく機械器具設置工事業の許可を有する者であること。
		ポンプ設備	1億円以上	同種工事の実績	県内·県外	元請として△△に係る◇◇設備の製作及び据付工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。
			5億円未満			※建設業に基づく機械器具設置工事業の許可を有する者であること。
			1億円未満	同種工事の実績	県内·県外	元請としてS造、SRC造又はRC造の建築物に係るエレベータ一設備の製作及び据付工事 (新設又は更新工事に限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施 工した実績を有すること。 ※建設業法に基づく機械器具設置工事業の許可を有する者であること。
	機械設備工事	昇降機設備	1億円以上	同種工事の実績	県内・県外	元請としてS造、SRC造又はRC造の建築物に係るエレベーター設備の製作及び据付工事 (新設又は更新工事に限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施 工した実験を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表 者として施工した場合のものに限る。)。
			5億円未満			※建設業法に基づく機械器具設置工事業の許可を有する者であること。
			1億円未満	同種又は類似工事の	県内・県外	元請として河川又は海岸における堰、水門、樋門又は陸閘に係るゲート設備の製作及び 据付工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること。
		河川海岸の水門	1 1051 37141119	実績		※建設業法に基づく鋼構造物工事業(機械器具の組立・取付が主たる工種の場合は機械器具設置工事業)の許可を有する者であること。
		利川海岸の水門 又は陸閘ゲート	1億円以上	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として河川又は海岸における堰、水門、樋門又は陸閘に係るゲート設備の製作及び 据付工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の 構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。
			5億円未満			※建設業法に基づく鋼構造物工事業(機械器具の組立・取付が主たる工種の場合は機械器具設置 工事業)の許可を有する者であること。
9		水処理設備	1億円未満	同種工事の実績	県内·県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の機械設備(水処理設備を含むものに限る。)の(製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(水処理設備については自る製作し据付できること(OEMを含む))。
						※建設業法に基づく水道施設工事業(又は機械器具設置工事業)の許可を有する者であること(主たる工種により決まるもの。)。
			1億円以上	同種工事の実績	県内·県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の機械設備(水処理設備を含むものに限る。)の(製作及び据付)」事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(水処理設備については白も製作し据付できる主と(OEMを含む)。特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
			5億円未満			※建設業法に基づく水道施設工事業(又は機械器具設置工事業)の許可を有する者であること(主たる工種により決まるもの。)。
	下水道に係る 機械設備工事		<u>1億円未満</u>	同種又は類似工事の <u>実績</u>	県内・県外	元請として上水、下水又は工業用水処理施設の機械設備(○○設備を含むものに限る。) の(製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(○○ 設備については自ら製作し据付できること(○EMを含む))。※汚泥処理設備又はポンプ 設備などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
						※建設業法に基づく水道施設工事業(又は機械器具設置工事業)の許可を有する者であること(主たる工種により決まるもの。)。
		<u>その他設備</u>	<u>1億円以上</u>	同種又は類似工事の 実績	<u>県内・県外</u>	元請として上水、下水又は工業用水処理施設の機械設備(〇〇設備を含むものに限る。)の(製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(〇〇設備については自ら製作し据付できること(〇匠Mを含む))。特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。※汚泥処理設備又はポンプ設備などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			<u>5億円未満</u>			<u>※建設業法に基づく水道施設工事業(又は機械器具設置工事業)の許可を有する者であること(主たる工種により決まるもの。)。</u>
	下水道に係る機械設備工事	水処理設備	1億円未満	同種工事又は機器・ 部品等の交換を伴う 点検業務	県内·県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の機械設備 <u>(水処理設備を含むものに限る。)</u> 工事(機器・部品等の交換を伴う点検業務を含む)を施工した実績を有すること。
	機械設備工事(補修・修繕)	その他設備	1億円未満	同種又は類似工事又 は機器・部品等の交 換を伴う点検業務	<u>県内・県外</u>	元請として上水、下水又は工業用水処理施設の機械設備(〇〇設備を含むものに限る。) 工事(機器・部品等の交換を伴う点検業務を含む)を施工した実績を有すること。※汚泥処理設備又はポンプ設備などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。

# 【留意事項】

- 【留息事項】
  1) 県営建設工事請負資格者名簿にある機械設備工事は、建設業法にある鋼構造物、機械器具設置及び水道施設のいずれかの許可を有していれば登録可能であるため、入札参加資格の設定に当たっては、機械設備工事の資格者名簿に登録されていること、及びその工事に必要となる許可業種を有していることを要件とする。
  2) 発注する工種が多岐にわたるため、必要に応じ細区分された工種と同種の工事の施工実績を有する者を要件とすることができる。
  3) 河川海岸の水門又は陸閘ゲートに係る補修工事については、補修の実績も認めることとし「(新設、更新又は補修工事に限る。)」とする。

【工事種別:途装工事】

No	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	
		建物塗装	1億円未満	建物塗装面積の3割 程度	県内	元請として建築物に係る施工面積○○m2以上の塗装工事を施工した実績を有すること。 と。 塗装工事の主要工種に係る職長には、必要となる技能士等を自社(連結決算会社を 含む。)雇用の者を配置できること。	
(10)	塗装工事	橋梁塗装	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として橋梁に係る塗装工事を施工した実績を有すること。 塗装工事の主要工種に係る職長には、必要となる技能士等を自社(連結決算会社を含む。)雇用の者を配置できること。	
		鋼構造物塗装	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として橋梁又は鋼構造物に係る塗装工事を施工した実績を有すること。 塗装工事の主要工種に係る職長には、必要となる技能士等を自社(連結決算会社を含む。)雇用の者を配置できること。	
		路面標示塗装	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請又は一次下請として路面標示塗装(区画線)工事を施工した実績を有すること。 塗装工事の主要工種に係る職長には、必要となる技能士等を自社(連結決算会社を含む。)雇用の者を配置できること。	

【留意事項】 1)自社雇用の職長の配置は塗装工事の主要工種を対象とし、それ以外の付帯工事等は除くもの。

## 【工事種別:グラウト工事】

	Vo.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例
(	11)	グラウト工事	グラウト	1億円未満	同種工事の実績		元請として△△に係るグラウト工事を施工した実績を有すること。

【丁事種別:通信設備丁事】

<u> </u>	[事種別:通信設備工事]							
No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例		
		交通信号機(集 中制御式等)	1億円未満	同種工事の実績	県内·県外	元請として交通信号機工事を施工した実績を有すること。		
		交通情報機器設 置	1億円未満	同種工事の実績	県内·県外	元請として交通情報機器設置工事又は交通信号機工事(集中制御式のものに限る。)を施工した実績を有すること。		
		交通管制セン	1億円未満	同種工事の実績	県内·県外	元請として交通管制センター設備工事又は交通情報機器設置工事を施工した実績を有すること。		
	交通管制シス テム工事	ター設備	1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通管制センター設備工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。		
	/ <b>5</b> 1.4	交通管制セン	1億円未満	同種工事の実績	県内·県外	元請として交通管制センター設備工事(交通管制センター上位(中央)装置を含むものに 限る。)を施工した実績を有すること。		
		ター設備(上位(中 央)装置設定を含 む。)	1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内·県外	元請として交通管制センター設備工事(交通管制センター上位(中央)装置を含むものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。		
		制御機製造	1億円未満	同種工事の実績	県外	元請として交通信号制御機製造工事(自社において制御機を製造したものに限る)を施工した実績を有すること。		
12	監視制御設備工事	テレメーター	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として(△△又は△◇に係る)遠方監視制御設備工事(◇◇工を含むものに限る。)を施工した実績を有すること。 ※主たる工種を条件とすることができる。 ※必要に応じて道路河川等の条件を付すことができる。		
			1億円以上 5億円未満	同種工事の実績		元請として(△△又は△◇に係る)遠方監視制御設備工事(◇◇工を含むものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。 ※主たる工種を条件とすることができる。 ※必要に応じて道路・河川等の条件を付すことができる。		
			1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として電線類地中化工事又は電線共同溝工事を施工した実績を有すること。		
	地中線電線路 工事	電線共同溝	1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として電線類地中化工事又は電線共同溝工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。		
	<b>少</b> 人用加乳件	小田 味用白毛	1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内·県外	元請として河川、海岸、港湾、漁港施設又はダムに係る通信設備工事を施工した実績を有すること。		
	安全周知設備 工事	水門・陸閘自動 閉鎖システム	1億円以上 5億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内・県外	元請として河川、海岸、港湾、漁港施設又はダムに係る通信設備工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。		
	上記以外の通信設備工事	無線·有線通信 /画像設備等	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として通信設備工事を施工した実績を有すること。		

- 【留意事項】
  1)必要に応じて、工事担任者としてアナログ第○種、デジタル第○種、AI第○種、DD第○種、AI・DD総合種以上の資格を有する技術者を配置できることを要件とする。
  2)監視制御設備を施工する場合は、「元請として通信設備工事(監視制御設備を含むものに限る。)を施工した実績を有すること。」とすることができる。

# 【工事種別:しゅんせつ工事】

	No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例
		しゅんせつエ	しゅんせつ 1億円	1億円未満	同種工事の実績	県内·県外	元請として船舶を使用したしゅんせつ工事を施工した実績を有すること。
	13 事	事		1億円以上	同種工事の実績 県		元請として船舶を使用したしゅんせつ工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体
				5億円未満		315 L 3 15 215 7 L	の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。

# 【工事種別:造園工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例
14)	造園工事	植栽等		植栽等施工数量の3 割程度	県内	元請として施工数量〇〇以上の◇◇工を含む造園工事を施工した実績を有すること。

# 【工事種別:ボーリング工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例
(E)	ボーリング丁事	集水井	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として△△における◇◇ボーリング工事を施工した実績を有すること。
(13)	V. / / T. #	地下水 (消融雪)	1億円未満	同種工事の実績	県内・県2h	元請として消融雪設備又はさく井工事における◇◇ボーリング工事を施工した実績を有すること。

【工事種別:消防設備工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例
16	消防設備工事		1億円未満	付さない	県内	付さない

## 【留意事項】

- 1)必要に応じて、消防法に規定する甲種消防設備士(第○類)の資格を有する者を配置できることを要件とすることができる。
- 2)消防設備工事登録者とする。

【丁事種別·煙識設置丁事】

_		于1至//11/1/1/1/1映	以色エチ』				
	No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例
	17)	標識設置工事	道路交通標識/ 案内標識/電光 標識	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請又は一次下請として道路標識又は案内標識の設置工事を施工した実績を有すること。

# 【留意事項】

1) 法令に規定された道路標識等ではない看板等設置工事の場合で、施工に屋外広告業の登録が必要なときは「屋外広告業の登録」した者とする。

### 【丁重鍾則: 網丁作物丁重】

<u>1 - 1</u>	_ 尹 悝 川 . ] ]	IF100 TL FF ]				
No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例
		スノーシェット・/ ロック シェット・/ スノーシェル ター等	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として同種又は類似工事の製作及び据付工事を施工した実績を有すること。 同種工事:※1 類似工事:※2 ※1には工法等のうち、当該工事に該当する工法を記載すること。 ※2には工法等のうち、※1以外の全ての工法を記載すること。
			1億円以上	同種又は類似工事の実績	県内·県外	元請として同種又は類似工事の製作及び据付工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。 同種工事:※1 類似工事:※2
			5億円未満			※1には工法等のうち、当該工事に該当する工法を記載すること。 ※2には工法等のうち、※1以外の全ての工法を記載すること。

## 【留意事項】

- 1) 鋼工作物工事は、鋼橋上部工、水門ゲート工を含まない。
- 2) 修繕工事等の場合は、施工実績要件を付さないことができる。

【工事種別:防水工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例
19	防水工事		1億円未満	同種工事の実績		元請として防水工事(建築の防水工事に限る。)を施工した実績を有すること。 防水工事の主要工種に係る職長には、必要となる技能士等を自社(連結決算会社を含 む。)雇用の者を配置できること。

### 【留意事項】

- 1) 土木系防水工事は含まない。
- 2) 自社雇用の職長の配置は、防水工事の主要工種を対象とし、それ以外の付帯工事等は除くもの。

- 【⑩ 全般に係る留意事項】

  1) 対象工事の要件の設定に当たっては、「条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準」の「別紙4 施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定においては、本例を参考にするものとする。

  2) 次の例のように、工種、金額等により設定が異なることから注意すること。
  例)「1億円以上5億円未満の企業の施工実績要件」(別紙4、注6参照。)

•「一般土木」
•「建築•管•電気」
•「特殊専門工事」 元請(JV非20%)·下請 元請(JV非20%)

元請(JV代)